

養豚農業振興法概要

※下線部分が養豚農業振興法の一部を改正する法律
(令和2年4月3日法律第17号)により追加された内容

1. 目的

【養豚農業】

- 国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること
- 食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業である

養豚農業の振興を図るため、基本方針を定め、養豚農家の経営の安定、国内由来飼料の利用の増進、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の施策を講じ、養豚農業の健全な発展に資する（1条）

2. 定義

- 「養豚農家」：養豚農業を経営する者（2条1項）
- 「国内由来飼料」：食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料（2条2項）

3. 基本方針

- 農林水産大臣は、養豚農業の振興に関する基本方針を定めるものとする（3条）

4. 国及び地方公共団体の施策

- **養豚農家の経営の安定（4条）**
養豚農家の経営の安定を図るための生産基盤の整備、災害の予防の推進等に努めるものとする
- **国内由来飼料の利用の増進（5条）**
国内由来飼料の安全性の確保に配慮しつつ、養豚農家が国内由来飼料等の提供者に関する情報にアクセスしやすくするための施策、飼料製造業者による国内由来飼料の生産の促進等に努めるものとする
- **豚の飼養衛生管理の高度化（6条）**
高度飼養衛生管理手法の導入及び豚の排せつ物処理の高度化の取組に対する支援等に努めるものとする
- **豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和（7条）**
豚の伝染性疾病に対する検査その他の防疫に関する事務の実施体制の整備、養豚農家による豚の飼養衛生管理の向上の促進、豚の伝染性疾病の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援等に努めるものとする
- **安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大（8条）**
豚肉の品質向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護並びに当該豚肉等の生産に係る情報の提供の促進等に努めるものとする
- **豚肉の流通の合理化（9条）**
豚肉の産地処理の推進、豚肉の取引規格及び品質表示の普及等に努めるものとする
- **援助（10条）**
養豚農家が基本方針に即した経営を行うことができるようにするための必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置等に努めるものとする

5. その他

国と地方公共団体は、養豚農業を経営する者による的確な防疫の迅速な実施のために必要な期間において、豚の飼養に係る衛生管理の向上のために必要な施設、設備又は資材の整備の促進等に必要な施策を集中的に講ずるよう努めるものとする（附則）